

平成29年第3回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年3月13日(月)
午前9時56分から午前11時02分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員
12名

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴人数
なし

6. 議事日程

- (1) 議案第5号 農地法第3条(所有権の移転)許可申請について
- (2) 議案第6号 農用地利用集積計画について
- (3) 議案第7号 農地法第5条(賃貸借権の設定)許可申請について
- (4) 議案第8号 農業経営改善計画認定申請書の審査について
- (5) 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (6) 報告第8号 農地法第5条(所有権の移転)転用届出について
- (7) 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務職員
3名

【午前9時56分】

事務局

ただいまから平成29年第3回早島町農業委員会を開会いたします。
はじめに、●●会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【会長挨拶】

事務局

ありがとうございました。

はじめに会議の成立についてご報告させていただきます。本日在任委員数12人中、出席委員12名で農業委員会等に関する法律第21条3項により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

それでは、早島町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は●●会長にお願い致します。

議長

これより、議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。
私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

それでは、議事録署名委員は、7番の●●委員、8番の●●委員に
お願いします。よろしくをお願いします。

【両委員了承】

議長

それでは日程1の議案第5号・番号1、農地法第3・所有権の移転許可申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書2ページをご覧ください。今月の農地法第3条・所有権の移転許可申請は3件でございます。番号1についてですが、譲受人が●●番地にお住いの●●さん、譲渡人が●●番地にお住いの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡。

番号1は譲受人の増反により、耕作面積は〇〇㎡で、位置図は3ペー

ジです。譲受人は5反以上の農業経営農家となります。議案第5号・番号1については以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番●●委員からよろしくお願いします。

7番

3月7日に現地確認に行ってきました。場所ですが、地図の右上の方に山がありまして、これが●●山になります。下の方には●●団地があります。その間の一角となります。昨年も作付されておりました、問題なかろうかと思えます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので議案第5・番号1 農地法第3条・所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第5・番号1 農地法第3条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。

それでは番号2を議題とします。事務局、説明してください。

事務局

はい、議案書4ページをご覧ください。番号2についてですが、譲受人が●●番地にお住まいの●●さん。譲渡人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は●●番で、地目が田、地積が〇〇㎡で、位置図は差し替えの5ページとなります。

番号2は譲受人の増反の、耕作面積は〇〇㎡であり、番号1と合わせ

て5反以上の農業経営農家となります。議案第5号・番号2の説明については以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 ●●委員からよろしくをお願いします。

7番

先ほどの位置図1とほとんど同じ場所です。先ほどの農地と水路を挟んで南側になります。今までは●●さんが●●さんから借用して畑を作っていたようですが、この度譲り受けて田んぼとして使いたいとおっしゃっていました。問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので議案第5号・番号2 農地法第3条・所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第5・番号2 農地法第3条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。

それでは番号3を議題とします。事務局、説明してください。

事務局

はい、議案書6ページをご覧ください。番号3についてですが、譲受人が、●●番地にお住まいの●●さん。譲渡人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番で、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番で、地目が田、地積が〇〇㎡です。位置図は7ページとなります。

番号3は譲受人の小作地解放により、耕作面積は〇〇㎡であり、5反以上の農業経営農家です。議案第5号・番号3の説明については以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ●●委員からよろしくお願いします。

9番

3月6日に現地確認を行いました。場所はポンプ場のちょうど北側になります。この土地の、地図でいうと上側も耕作されており、昨年も作付されておりました。今年も植え付けの準備をされていたようですので問題はなかろうかと思います。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので議案第5号・番号3 農地法第3条・所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第5号・番号3 農地法第3条・所有権の移転許可申請については許可相当に決定いたしました。

続きまして日程2 議案第6号 番号5 農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書8ページをご覧ください。こちらの計画が早島町に提出され、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定を受けたいため農業委員会に協議がございました。

それでは、8ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画は5

件です。

議長

事務局の説明の途中ですが、これから審議を行う議案第6号 番号5から番号8については●●委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、●●委員には一時退席をお願い致します。

【●●委員退席】

議長

それでは、事務局お願いします。

事務局

番号5についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡で、合計〇〇㎡です。

位置図は10ページとなっております。設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は3年、始期が平成29年4月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ●●委員からよろしくお願いします。

9番

こちら3月6日に現地確認を行いました。番号でいう5、6、7番は●●踏切の西側、●●から久々原駅までの周辺にかけての土地であり、今年度も作付の準備をされておりますので、全く問題はないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号5については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号5 農用地利用集積計画について を承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして番号6を議題とします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。

番号6についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡で計〇〇㎡です。位置図は11ページとなっております。

設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は6年、始期が平成29年4月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ●●委員からよろしくお願ひします。

9番

先ほどの説明のとおり全く問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号6については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号6 農用地利用集積計画について を承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして番号7を議題とします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。番号7についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡で、計〇〇㎡です。位置図は12ページとなっております。

設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は6年、始期が平成29年4月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ●●委員からよろしくお願いします。

こちらについても問題ありません。以上です。

9番

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号7については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号7 農用地利用集積計画について を承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして番号8を議題とします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。

番号7についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡です。位置図は13ページとなっております。

設定する利用権の種類は使用貸借権で、存続期間は6年、始期が平成29年4月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ●●委員からよろしくお願ひします。

9番

こちらは●●踏切の東側になります。茶屋町との境の付近です。こちらについても毎年きれいに耕作されておりますので全く問題なかろうかと思ひます。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号8については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号8 農用地利用集積計画について を承認し許可相当に決定いたしました。
ここで●●委員の入室を認めます。

【●●委員入室】

議長

続きまして番号9議題とします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書9ページをご覧ください。番号9についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地にお住まいの●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡、●●番、地目が田、地籍が〇〇㎡で、計〇〇㎡です。位置図は14ページとなっております。

設定する利用権の種類は賃貸借権で、存続期間は3年、始期が平成29年4月1日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 ●●委員からよろしく申し上げます。

9番

こちらも特段問題ありません。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

【質疑応答】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号9については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長

ないようでありますので、議案第6号・番号9 農用地利用集積計画について を承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程3 議案第7・番号1 農地法第5条・賃貸借権の設定許可申請 を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局

それでは議案書15ページをご覧ください。今月の農地法第5条・賃貸借権の設定許可申請は1件でございます。

番号1についてですが、賃借人が●●番の株式会社●● 代表取締役●●さん、賃貸人が、●●番地にお住いの●●さん、●●番地にお住いの●●さん、●●番地にお住いの●●さん（持分1/2）、●●番地にお住いの●●さん（持分1/2）でございます。

土地の所在地は、●●番、地目が田、地積が、〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡で、計〇〇㎡です。農地区分は第3種農地で、位置図が16ページとなります。

転用目的が露天駐車場で、申請理由は、早島町では過去に露天駐車場用地の許可を受けておりますが、現在、年間5～10店舗開店しており、今後のその進捗で事業を拡大していく計画となっております。会議、社員教育等のために自家用車で訪れる役員、従業員が益々増え、更に駐車場が不足することから、この度当申請地の転用申請を行うものです。

申請地の周囲には農地はありますが、周囲の農地への影響はないと考えられます。なお、今回の案件は申請面積の合計が〇〇㎡を超えていますので、本委員会で許可相当と認められた際は、岡山県農業会議主催の常設審議委員会に諮問することとなりますことを申し添えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を12番 ●●委員からよろしく申し上げます。

12 番

3月6日に現地確認を行いました。場所は●●の真北です。県道松島線沿いに●●があります。そこを西に〇〇mほど入り、用水を挟んだ南側の一体です。地図の真ん中はコンクリートでできた農道のような道です。現状はどこの農地も稲株がついています。

この地域は去年からずっと、一枚とか二枚ずつのペースで駐車場化されてきています。今回の地権者の方はずっと委託して耕作をしてもらっていましたが、駐車場の話が来るとどうしても魅力を感じてしまいます。環境の変化はありますが、近所の方から開発に対する反対の声は無さそうな状態です。後継者がいないとか、●●の照明の影響で将来的に耕作がしづらくなることが見込まれることから、こういった話があれば乗って行こうという雰囲気があります。次々こういった話が出てくる可能性は極めて大きいですが、反対する要素はないですが、将来への心配もあります。その辺を皆さんで審議して結論を出していただければと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

10 番

はい。

議長

●●委員。

10 番

駐車場ということですが、間にある町道も一体として利用するのでしょうか。

事務局

全面的に出入りできるようにする訳ではありません。

12 番

ここは生活道路の一部ですので、何らかの安全対策はしてくれていると思います。

1 番

この町道は現状変更しないということですか。

事務局

はい。

10 番	入口の橋も変えないのですか。
事務局	はい。今かかっているものをそのまま使用することです。南側からしか入らないと聞いています。
議長	<p>地主と●●のあいだで合意されていると思いますが、せっかくのいい土地の一角を●●だけが占めていくような気がします。何かとは思いますが、地権者が納得していますから口出しできませんが。東西南北どこへでも行けますからもっといい利用法はなかったものかと思います。県の方がインター回りは倉庫でもよいといった話を出すのもいけないと思います。●●がそうなっていますが。</p> <p>その他、ご意見等ありませんか。</p>
	【質問、意見なし】
9 番	この辺りは通学路ではないのですか。
議長	ではないです。
9 番	わかりました。
議長	<p>他にないですか。</p> <p>ないようでありますので、議案第 7 号・番号 1 については承認したいと思います。いかがでしょうか。</p>
	【異議なしの声】
議長	<p>ないようでありますので、議案第 7 号・番号 1 農地法第 5 条・賃貸借権の設定許可申請について を承認し許可相当に決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程 4 農業経営改善計画認定申請書の審査についてを議題といたします。事務局、説明してください。</p>
事務局	議案書 1 7 ページをご覧ください。農業経営改善計画認定申請書が早島町に提出され、農業経営改善計画の認定にあたり、その審査委員会で

ある早島町農業経営改善計画・青年等就農計画審査委員会より構成メンバーの農業委員会に意見を求められました。

これは、認定農業者を認定するもので、認定要件としては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、早島町の基本構想、農用地の効率的な利用、経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度、運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところでございます。

それでは、18ページをご覧ください。今回の農業経営改善計画認定申請は1件でございます。

議長

事務局の説明の途中ですが、これから審議を行う議案第8号 番号1については●●委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、●●委員には一時退席をお願い致します。

【●●委員退席】

議長

それでは事務局、説明をお願いします。

事務局

申請者は●●番地にお住まいの●●さんです。以下19ページから23ページにかけての農業経営改善計画では、申請人の●●さんは水稲と施設野菜を営農類型としており、5年後の目標を明記されています。早島町の基本構想では、年間労働時間1900時間、所得目標360万円を目標として掲げており、5年間でその目標の8割に到達されるように作付面積および経営面積の目標を掲げています。こちらは更新の案件です。計画書の内容を審査した結果、事務局案としては適当と意見することが相当であると考えております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

この方は●●委員の奥さんです。農協でも長い間●●もされてきました。女性の参与があるのはとてもいい事でありがたく思います。

1 番	認定農業者の所得目標 4 5 0 万円は岡山県一律ですか。
事務局	町独自です。元々は 5 0 0 万円でしたが、厳しいとの意見があり、近隣の市町村の動向もみて 4 5 0 万が妥当と考えています。
1 番	農業者からは、早島で 4 5 0 万は無理があるとの声が出ています。見直しも必要かと思います。
事務局	基本構想変更の時期には金額の見直しをするようにしています。
10 番	早島の農業で所得 4 5 0 万円はかなり厳しいと思います。
議長	●●さんは家の前の畑もしっかりされています。女性認定農業者だけでなく、女性農業委員も積極的に入れていただきたいと思います。 その他、ご意見等ありませんか。
	【質問、意見なし】
議長	ないようでありますので、議案第 8 号・番号 1 については適当であると決定したいと思います。いかがでしょうか。
	【異議なしの声あり】
議長	ないようでありますので、議案第 8 号・番号 1 農業経営改善計画の認定に係る意見については、適当である旨を意見することに決定いたしました。 ここで、●●委員の入室を認めます。 【●●委員入室】
議長	続きまして、日程 5 報告第 7 号・番号 3 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について を議題といたします。事務局、説明してください。
事務局	それでは議案書 2 4 ページをご覧ください。今月の農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出は 3 件でございます。番号 3 についてですが、

こちらは●●さんから、相続により●●番地にお住まいの●●さんが、所有権を取得したことによる届出となっております。取得した土地は、●●番、地目が畑、地積が〇〇㎡、●●番、地目が畑、地積が〇〇㎡です。位置図が25ページになります。

こちら日程5の報告第7号・番号3については、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、以上で報告第7号・番号3を終わります。続きまして、番号4を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局

議案書24ページをご覧ください。番号4についてですが、こちらは●●さんから、相続により●●にお住まいの●●さんが、所有権を取得したことによる届出となっております。

取得した土地は、●●番、地目が畑、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡です。位置図が25ページになります。

こちら日程5の報告第7号・番号4については、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

12番

●●の方が相続されていますが、管理はどうされるのでしょうか。

議長

事務局は何か聞いていますか。

事務局	特には聞いていないです。
議長	確認をお願いします。
事務局	わかりました。
議長	その他、ご意見等ありませんか。
	【質問、意見なし】
議長	ないようでありますので、以上で報告第7号・番号4を終わります。続きまして、番号5を議題といたします。事務局、説明してください。
事務局	議案書24ページをご覧ください。番号5についてですが、こちらは●●さんから、相続により●●番にお住まいの●●さんが、所有権を取得したことによる届出となっております。取得した土地は、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡位置図が26ページなります。 こちら日程5の報告第7号・番号5については、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。説明は以上です。
議長	これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。 ●●さんは●●されていた●●さんの身内の方です。
	【質疑応答なし】
議長	その他、ご意見等ありませんか。
	【質問、意見なし】
議長	ないようでありますので、以上で報告第7号・番号5を終わります。続きまして、日程6の報告第8号・番号2 農地法第5条・所有権の

事務局	<p>移転転用届出について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案書27ページをご覧ください。今月の農地法第5条・所有権の移転転用届出については1件でございます。</p> <p>番号2について、譲受人は●●番地の有限会社●● 代表取締役●●さん、譲渡人が●●番地にお住まいの●●さんです。農地の所在が、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡です。</p> <p>こちらは市街化区域の第3種農地で、分譲住宅造成のための所有権移転の転用届となっております。位置図は28ページとなります。</p> <p>こちら日程6の報告第8号・番号2、農地法第5条・所有権の移転転用届出については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの説明に関連して、現地確認の結果を2番 ●●委員からよろしくをお願いします。</p>
2番	<p>2月13日に現地確認を行いました。●●地内で地図の真ん中に●●があります。これの南で、当地の南は県道倉敷妹尾線です。この付近には●●の停留所があります。現況は草刈りをされていております。北側と西側には排水路があり、排水には問題ないと思います。位置図のとおり四方が家に囲まれていまして、市街化区域ということもあり問題はないと思います。環境はよくなると思います。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。</p> <p>【質疑応答なし】</p>
議長	<p>その他、ご意見等ありませんか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>ないようでありますので、以上で報告第8号・番号2を終わります。</p> <p>続きまして日程7 報告第9号・番号2 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題といたします。事務局、説明してください。</p>

事務局

それでは、29ページをご覧ください。今月の農地法第18条第6項の規定による通知については1件でございます。

番号2について、賃貸人が●●番地にお住まいの●●さん、賃借人が●●番地にお住まいの●●さんです。農地の所在が、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡、●●番、地目が田、地積が〇〇㎡です。位置図は30ページとなっております。

こちらは小作権の解約をしたことによる通知でございます。

日程7の報告第9号・番号2については、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告第9号・番号2の説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長

その他、ご意見等ありませんか。

議長

【質問、意見なし】

議長

ないようでありますので、以上で報告第9号・番号2を終わります。それでは、その他について事務局からお願いします。

事務局

次回の農業委員会は4月11日（火）を予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしく申し上げます。

以上で、その他の報告事項を終わります。

議長

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。第3回早島町農業委員会を閉会いたします。

